

日本年金機構から在学生の皆さんにお知らせです。

山形大学工学部の学生の皆さん、こんにちは！

日本年金機構 米沢年金事務所 です。

**20歳になったら、学生の皆さんも「国民年金」に加入することとなります。**県内に住所がある人は、誕生月の前月に封書が届きますので、中に入っているハガキ(資格取得届)に必要な事項を記入し、投函すれば加入の手続きは終了です。

後日、**年金手帳(青色)**が送られていきます。生涯使いますので、大切に保管してください。

国民年金に加入すればそれで終わりではなく、保険料の納付が義務付けられています。

保険料は、月額 15,040 円(平成 25 年度)です。

「でも、収入もないのに、保険料を納めるのが難しい・・・」と思われる方が多いと思います。そんな時は、保険料の納付が猶予される制度(学生に限る)があります！

それは、『**学生納付特例制度**』です。

親の所得に関係なく、学生本人の所得が一定以下の場合に、学生期間中は保険料の納付を要しないこととする制度です。でも、それには本人からの申請が毎年必要です。

申請をして承認されれば、万が一、ケガや病気で障害者となったときは、障害基礎年金を受給できる場合があります。未納のままでは、万が一の時でも受給できない恐れがあります。

また、承認された期間については、老後に受給していただく老齢基礎年金の受給資格期間に参入されます。ただし、この期間は老齢基礎年金の年金額には反映されませんので、年金をより多く受給したい場合は、申し込みにより 10 年以内であれば後から納付することができます。(追納といいます)

『学生納付特例制度』の手続きは？

手続きは簡単です。20歳の誕生日を過ぎてから、住民票のある市区町村役場の国民年金担当窓口または管轄する年金事務所に学生証と年金手帳を持って直接申請をしてください。なお、先に記述しました「ハガキ(資格取得届)」を投函するだけでは『学生納付特例制度』の手続きをしたことにはなりませんのでご注意ください！

直接申請ができない場合は、郵送でも可能ですので年金事務所に電話でお尋ねください。

詳しいことは、下記窓口に気軽にお尋ねください。また、日本年金機構ホームページでもご覧いただけます。

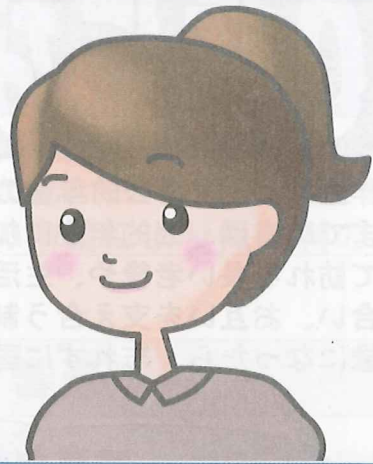
米沢年金事務所 国民年金課 ☎0238-22-4220 (代表)

〒992-8511 米沢市金池 5-4-8

最後までご覧いただき、ありがとうございました。

## 【問題】

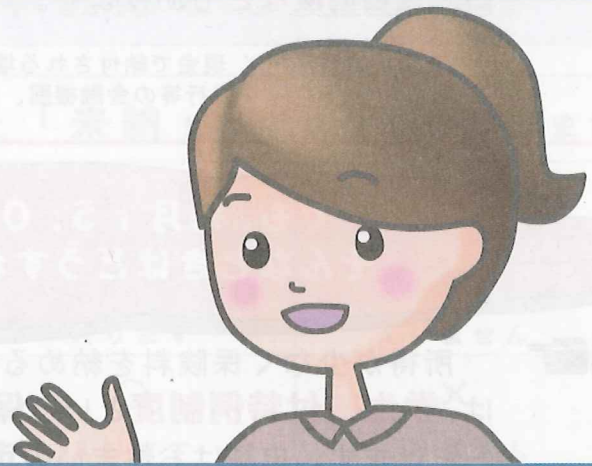
学生が、申請するだけで、  
保障がある制度って、  
なんでしょう？



申請するだけって、  
そんなのあったっけ？  
ヒントは？

万一、病気やケガで  
重い障害が残っても  
一生の保障があります！

保険料を後払いできるので、  
老後の年金の目減りもふせげます。



答えは、国民年金の**学生納付特例制度**！

申請は、お住まいの市(区)役所・町村役場  
または年金事務所まで



日本年金機構  
Japan Pension Service